

倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

倉敷市長 伊 東 香 織

倉敷市条例第5号

倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 総合浸水対策の基本的な施策等（第7条—第13条）

第3章 開発行為等における雨水排水計画の協議等（第14条—第18条）

第4章 総合浸水対策の推進に関する支援等（第19条・第20条）

第5章 倉敷市総合浸水対策推進協議会（第21条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

水は、生命の源であり、豊かな緑や多様な生物を育み、私たちの生活に大きな恩恵をもたらす一方で、時としてその表情を一変させ、人知を超えた猛威を振るい、私たちの生命や財産を脅かすことがある。

近年の気候変動に伴い激しさを増した大雨によって、全国各地で大規模な水害が発生し、本市においても、平成30年7月豪雨は、未曾有の水害となった。

今後も、大雨の発生頻度の増加が懸念されることに加え、都市化の進展により、市街地における農地の宅地化が進むなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることができる土地が減少していることから、浸水被害の予防及び軽減を図るためには、総合的な浸水対策が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、一体となって総合的に浸水対策を推進することにより、市民が将来にわたって安心して暮らすことができるまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における総合浸水対策の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合浸水対策を推進するための基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の予防及び軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことができるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合浸水対策 河川及び下水道その他の排水施設（以下「河川及び下水道等」という。）の整備のほか、地下に浸透しないで流出する雨水の抑制、水防体制の強化その他の浸水被害の予防及び軽減を図るための総合的な対策をいう。
- (2) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水被害の軽減を目的とするものをいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 開発行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
 - イ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成
 - ウ 墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地をいう。）の造成
 - エ 建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。）
 - オ 倉敷市埋立行為等の規制に関する条例（平成20年倉敷市条例第52号）第2条第2号に規定する埋立行為等
 - カ 駐車場（道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）の路面外に設置される自動車（同条第1項第9号に規定する自動車をいう。）の駐車のための施設（住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地において当該住宅の居住者の利用に供されるものを除く。）をいう。）の設置
 - キ 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、ア、イ、ウ、オ又はカに該当するものを除く。）

(基本理念)

第3条 総合浸水対策は、本市の豊かな水資源及びその良好な循環が保全されるよう配慮しな

がら、自然と人とが共生する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを基本として行われなければならない。

- 2 総合浸水対策は、市、市民及び事業者の一体的な取組が重要であることに鑑み、これらの者の相互の理解と連携の下、協働して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合浸水対策を推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

- 3 市は、広報その他の活動を通じ、総合浸水対策の必要性について、市民及び事業者に対して意識の啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、総合浸水対策についての理解及び関心を深め、総合浸水対策の推進に努めるとともに、本市が実施する総合浸水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民と共に総合浸水対策の推進に努めるとともに、本市が実施する総合浸水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 総合浸水対策の基本的な施策等

（基本計画の策定）

第7条 市長は、総合浸水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合浸水対策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）浸水被害の予防及び軽減のための基本方針
- （2）河川及び下水道等の整備に関する事項
- （3）雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項
- （4）森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能（雨水を一時的に貯留し、又は地下

に浸透させる機能をいう。以下同じ。)の保持に関する事項

(5) 水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、総合浸水対策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、第21条に規定する倉敷市総合浸水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(河川及び下水道等の整備等)

第8条 市長は、浸水被害の予防及び軽減を図るため、河川及び下水道等の必要な整備並びに適切な管理に努めなければならない。

2 市長は、浸水被害の予防及び軽減を図るため、国又は岡山県等が管理する河川等の整備及び適切な管理に努めるよう必要に応じて当該河川等の管理者に要請するものとする。

(雨水流出抑制施設の設置等)

第9条 市長は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、本市が設置し、又は管理する道路、公園、庁舎、教育施設その他の公共施設(以下「公共施設」という。)における雨水流出抑制施設の設置に努めなければならない。

2 市長は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)が本市の区域内において設置し、又は管理する公共施設における雨水流出抑制施設の設置に関し、必要に応じて国等に協力を要請するものとする。

3 本市の区域内に存する土地又は建築物の所有者又は占有者は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、その所有し、若しくは占有する土地又は建築物の敷地における雨水流出抑制施設の設置に努めなければならない。

4 雨水流出抑制施設を設置し、又は管理する者は、当該雨水流出抑制施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(河川等の水位調整等)

第10条 市長は、浸水被害を発生させるおそれがある降雨が想定される場合は、国及び岡山県等と協力して、事前に河川及び児島湖の水位調整等の措置が図られるよう努めるものとする。

る。

- 2 市長は、浸水被害を発生させるおそれがある降雨が想定される場合は、用水を利用する者の協力を得て、事前に農業用水路等の水位調整等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（森林等の機能の保全）

第11条 市長は、本市の区域内に存する森林、農地、緑地等（以下この条において「森林等」という。）の所有者等と連携して、森林等有する保水及び遊水の機能を適切に保全することにより、その機能が維持されるよう努めなければならない。

- 2 森林等の所有者等は、森林等有する保水及び遊水の機能を適切に保全し、その機能が維持されるよう努めなければならない。

（緑化の推進）

第12条 市長は、雨水の地下への浸透の促進を図るため、公共施設の緑化の推進に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、宅地、事業所等の敷地及び地域において、雨水の地下への浸透の促進を図るため、緑化の推進に努めなければならない。

（水防体制の強化等）

第13条 市長は、浸水被害の予防及び軽減を図るため、水防体制、避難体制等の強化に取り組むとともに、市民及び事業者の水防意識の啓発に努めなければならない。

- 2 市長は、降雨及び河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市民及び事業者に対し、これらの情報を迅速に提供できる体制の構築に努めなければならない。
- 3 市民は、地域における防災活動の取組に積極的に参加するとともに、自助及び共助の意識を高め、避難体制の強化に努めなければならない。
- 4 事業者は、その従業員の防災教育を推進するとともに、地域における防災活動の取組に協力するよう努めなければならない。

第3章 開発行為等における雨水排水計画の協議等

（開発行為等の雨水排水計画の協議）

第14条 本市の区域内において、規則で定める規模以上の開発行為等を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより当該開発行為等の実施に係る雨水を排水するための計画（以下「雨水排水計画」という。）を記載した書類（以下「計画書」という。）を市長に提出し、当該雨水排水計画について、市長と協議しなければならない。当該雨水排水計画

の内容を変更しようとする者も、また同様とする。

- 2 前項の開発行為等を行おうとする者は、当該開発行為等に係る雨水排水計画の内容を規則で定める浸水被害の予防及び軽減を図るための雨水の排水に係る技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合させなければならない。
- 3 第1項の規定による協議をした者は、雨水排水計画に従い、開発行為等を行わなければならない。
- 4 第1項の規定による協議をした者は、開発行為等の着手の日から完了の日までの間、工事現場の公衆の見やすい場所に雨水排水計画の概要を記載した所定の標識を掲示しなければならない。
- 5 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する開発行為等を行おうとする者については、適用しない。

（1） 通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの

（2） 非常災害のために必要な応急措置として行うもの

（3） その他市長が規則で定めるもの

（勧告）

第15条 市長は、前条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前条第1項の規定による協議をした場合において、技術基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 3 市長は、前条第3項の規定に違反した者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

（報告等）

第17条 第14条第1項の規定による協議に係る開発行為等を完了した者は、その旨を所定の工事完了報告書により市長に報告しなければならない。

- 2 前条の規定による命令を受けた者は、講じた措置について、所定の措置完了報告書により

市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第18条 市長は、第16条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、次の事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の氏名又は名称
- (2) 命令に従わない旨及びその命令の内容

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に意見を聴取する機会を付与するとともに、第21条に規定する倉敷市総合浸水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

第4章 総合浸水対策の推進に関する支援等

(国等との連携及び協議)

第19条 市長は、総合浸水対策を推進するため、国等と緊密な連携及び協力を図りながら、総合浸水対策の推進に関する相互の施策の調整その他必要な事項について協議するものとする。

(市民及び事業者への支援)

第20条 市長は、総合浸水対策を推進するため必要があると認めるときは、市民及び事業者に技術的な支援をし、又は必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 倉敷市総合浸水対策推進協議会

(倉敷市総合浸水対策推進協議会の設置)

第21条 総合浸水対策を推進するため、倉敷市総合浸水対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第22条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関する事項
- (2) 第18条第1項の規定による公表に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合浸水対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第23条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 事業者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。
(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の運営の細目)

第26条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3章の規定は、令和4年10月1日以後に工事に着手する開発行為等について適用する。
ただし、同日において、次の各号のいずれかに該当する開発行為等については、適用しない。

(1) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項の許可を受け、又は同法第30条第1項の申請書が市長に提出されている開発行為

(2) 都市計画法第34条の2第1項の協議が成立し、又は協議中と認められる開発行為

(3) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を受け、又は宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第4条の許可申請書が市長に提出されている宅地造成に関する工事

(4) 宅地造成等規制法第11条の協議が成立し、又は協議中と認められる宅地造成に関する工事

(5) 墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の許可を受け、又は倉敷市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年倉敷市条例第52号）第8条第1項の経営許可申請書が市長に提出されている墓地の造成に関する工事

(6) 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受け、又は同項の申請書が受理されている工事

(7) 建築基準法第18条第3項の確認済証の交付を受け、又は同条第2項の規定による通知を行っている工事

(8) 倉敷市埋立行為等の規制に関する条例第6条第1項の許可を受け、又は同条第3項の許可申請書が市長に提出されている埋立行為等

(会議の招集の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第25条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表下水道事業審議会の項の次に次のように加える。

総合浸水対策推進協議会委員	日額 7,100円	同上
---------------	-----------	----